

小川町太陽光発電設備の適正な設置及び管理等に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、太陽光発電設備が良好な生活環境及び景観、豊かな自然環境並びに生物多様性に及ぼす影響に鑑み、当該設備の設置及び管理について、基本的かつ必要な事項を定めることにより、地域の環境及び住民意識と調和させた適正な実施を誘導することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備であって、同条第3項第1号に規定する太陽光をエネルギー源とするものをいう。
- (2) 太陽光発電事業 太陽光発電設備を設置し、これを利用して発電する事業（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の屋根又は屋上に太陽光発電設備を設置するものを除く。）で、発電出力の合計が10キロワット以上のもの（同一又は共同の関係にあると認められる設置者が、同時期若しくは近接した時期又は近接した場所に設置する太陽光発電設備の合算した発電出力が10キロワット以上となる場合を含む。）をいう。
- (3) 事業区域 太陽光発電事業の用に供する土地の区域をいう。
- (4) 事業者 太陽光発電事業を行う者をいう。
- (5) 土地所有者等 事業区域内に存する土地の所有者、占有者又は管理者をいう。
- (6) 地域住民等 太陽光発電設備を設置する土地の周辺に居住する者及び土地又は建築物を所有する者並びに事業区域が存する行政区、水利組合等の団体及びその住民など、生活環境等に一定の影響を受けると認められる者をいう。
- (7) 設置工事 太陽光発電設備の設置に係る工事をいう。

（町の責務）

第3条 町は、第1条に定める目的にのっとり、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を実施するものとする。

（土地所有者等の責務）

第4条 土地所有者等は、第1条に規定する目的を達成するため、事業区域を適正

に管理しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、関係法令等を遵守するとともに、事業区域の雨水等による土砂・汚泥の流出や水害等の災害を防止し、生活環境、景観その他自然環境に十分配慮し、地域住民等と良好な関係を保たなければならない。

- 2 事業者は、太陽光発電事業の実施に係る事故が発生したとき又は苦情若しくは紛争が生じたときは、速やかに必要な措置を講じるとともに、誠意を持ってその解決に当たらなければならない。
- 3 事業者は、太陽光発電設備の維持管理及び撤去に要する費用を確保しなければならない。

(町民の責務)

第6条 町民は、第1条に定める目的にのっとり、町の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

(抑制区域)

第7条 町長は、災害の防止、良好な自然環境等の保全又は太陽光発電事業と地域との共生のため、太陽光発電事業の実施について特に配慮が必要と認められる区域を抑制区域として指定し、事業者に対し事業区域に含まないよう求めることができる。

- 2 前項の抑制区域の指定は、規則で定めるところにより行うものとする。

(事業計画標識の設置)

第8条 事業者は、地域住民等に太陽光発電事業の計画（以下「事業計画」という。）を公開し、周知するため、次条に規定する事前協議を行う日の30日以上前から第16条第2項の規定による通知を受ける日まで、事業区域内の道路に面した公衆の見やすい場所に、規則で定める標識を設置しなければならない。

- 2 事業者は、前項で定める標識の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更後の標識を設置しなければならない。
- 3 事業者は、第1項の規定により標識を設置したとき、又は前項の規定により標識の内容を変更したときは、その旨を町長に届け出なければならない。

(事前協議)

第9条 事業者は、第13条第1項の規定による届出をしようとするときは、当該届出を行う日の60日前までに、規則で定めるところにより、事業に関する計画について町長と協議しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による協議があったときは、事業者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(地域住民等への説明会等の開催)

第10条 事業者は、第8条第1項の規定による標識の設置後速やかに当該事業区域の地域住民等に対し、説明会等を開催するなどの事業計画に関する周知について必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の周知を行うに当たっては、事業者は、事業計画の内容について地域住民等の理解が得られるよう説明に努めなければならない。
- 3 事業者は、説明会を開催するときは、事前に開催日時及び場所等を、説明会を開催する日の30日前までに町長に報告しなければならない。
- 4 町長は、説明会の開催日時及び場所等を町ホームページ等で公表することができる。
- 5 事業者は、第1項の規定により、地域住民等への説明会等を開催したときは、その結果を前条第1項に定める町長との協議までに町長に報告しなければならない。

(意見の申出)

第11条 地域住民等は、前条の規定による説明会等を開催した事業者に対し、事業計画について意見を申し出ることができる。

- 2 事業者は、地域住民等から意見の申出があったときは、その内容を速やかに町長に報告しなければならない。

(地域住民等との協議)

第12条 事業者は、前条第1項の規定による意見の申出があったときは、当該申出をした地域住民等と協議しなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定により協議を行ったときは、その結果を速やかに町長に報告しなければならない。
- 3 行政区、水利組合等は、事業計画に対して、災害の防止、良好な生活環境の保全及び景観に関する事項について、必要に応じ、事業者に合意又は協定（以下「協定等」という。）の締結を求めることができる。

- 4 事業者は、前項の協定等を行政区、水利組合等から求められたときは、協定等を締結し、併せて当該書面の写しを町長に提出しなければならない。

(事業計画の届出)

第13条 事業者は、太陽光発電事業を行おうとするときは、当該設置工事に着手

する日の60日前までに、第10条第1項の当該事業区域の地域住民等への太陽光発電設備の設置に関する説明会等の内容を記録した書類を添えて、事業計画について、規則で定めるところにより、町長に届け出なければならない。

2 事業計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。以下同じ。）
- (2) 設置工事の着手予定日及び完了予定日
- (3) 事業区域の所在地及び面積
- (4) 太陽光発電設備を設置する位置、構造及び発電出力
- (5) 太陽光発電設備の維持管理計画（太陽光発電設備の廃止後において行う措置を含む。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項及び町長が必要と認める事項

3 第1項の規定による届出をした事業者は、当該届出に係る事業計画に定める事項のうち前項第2号から第4号まで又は第6号に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ当該変更後の事業計画を町長に届け出なければならない。

4 第1項の規定による届出をした事業者は、当該届出に係る事業計画に定める事項のうち第2項第1号、第5号又は第6号に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしたときは、速やかに、当該変更後の事業計画を町長に届け出なければならない。ただし、当該変更が事業者の氏名及び住所の変更である場合においては、当該変更後の事業者が届け出なければならない。

5 前2項により変更の届出を行った事業者は、説明会等の開催により、地域住民等にその変更事項を周知しなければならない。

6 町長は、届出を受けた事業が他の市町村の区域の生活環境等に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、関係する市町村長及び行政機関の長に対し、その旨を通知し、意見を求めることができる。

（協定の締結等）

第14条 事業者は、太陽光発電事業の実施に必要な手続を終了したときは、町長が必要と認める場合において、規則で定めるところにより、設置工事着手前に当該事業に関する協定を町長と締結しなければならない。

2 事業者は、前項により締結した協定を忠実に履行しなければならない。

(適正な設置)

第15条 事業者は、太陽光発電設備について規則に定めるところにより適正な設置をしなければならない。

(工事完了の届出)

第16条 第13条第1項、第3項又は第4項の規定による届出をした事業者は、当該届出に係る設置が完了したときは、速やかに規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。当該設置工事を中止したときも、同様とする。

2 町長は、前項の規定による完了の届出があったときは、速やかに、届出の内容に適合しているかどうかについて検査し、適合していると認めたときは、規則で定めるところにより、その旨を事業者に通知しなければならない。

(廃止の届出)

第17条 事業者は、太陽光発電事業を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

2 事業者は、太陽光発電事業を廃止しようとするときは、太陽光発電設備の解体、撤去及び廃棄その他必要な措置を速やかに行わなければならない。

3 事業者は、太陽光発電事業の廃止が完了したときは、その完了の日から起算して30日以内に規則で定めるところにより、町長に届け出なければならない。

(地位の承継)

第18条 事業者から、事業譲渡又は相続、合併若しくは分割によりその地位を承継したものは、承継した日から起算して10日以内に規則で定めるところにより、町長に届け出なければならない。

(事業者が所在不明になった場合等)

第19条 土地所有者等は、事業者が所在不明となった場合又はその組織を解散した場合においては、当該土地所有者等が事業者と異なるものである場合に限り、事業者に代わり必要な措置を行わなければならない。

(適正な維持管理)

第20条 事業者は、太陽光発電事業を実施する間、災害又は生活環境等の保全に支障が生じないよう、太陽光発電設備及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態となるよう、規則で定めるところにより適正な維持管理をしなければならない。

(標識の掲示)

第21条 事業者は、土地の開発・造成工事（土地の開発・造成を行わない場合は太陽光発電設備の設置工事）の着工日から、太陽光発電設備を撤去するまでの間、事業区域内の道路に面した公衆の見やすい場所に、規則で定める標識を掲示しなければならない。

2 事業者は、前項で定める標識の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更後の標識を掲示しなければならない。

3 事業者は、第1項の規定により標識を掲示したとき、又は前項の規定により標識の内容を変更したときは、その旨を町長に届け出なければならない。

（報告の徵収）

第22条 町長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、太陽光発電事業に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

（立入調査等）

第23条 町長は、この条例の施行に関し必要な限度において、その命じた職員に事業者の事務所、事業所又は事業区域に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（指導、助言及び勧告等）

第24条 町長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者に対し、相当な期限を定めて必要な措置をとることを勧告することができる。

(1) 事業者が第8条第1項又は第2項の規定による事業計画標識を設置せず、又は虚偽の設置をしたとき、及び同条第3項の規定による届出を行わず、又は虚偽の届出を行ったとき。

(2) 事業者が第10条第1項の規定による説明会等を開催しなかったとき。

(3) 事業者が第13条第1項、第3項又は第4項の規定による届出を行わず、又は虚偽の協議等をしたとき。

(4) 事業者が第14条第1項の規定による協定の締結前に、設置工事に着手したとき。

- (5) 事業者が第16条第1項、第17条第1項又は第3項、及び第18条の規定による届出を行わず、又は虚偽の協議等をしたとき。
- (6) 事業者が第17条第2項の規定による措置を行わなかったとき。
- (7) 事業者が第20条の規定による適正な維持管理を怠り、事業区域外に被害を与えたとき又は被害を与えるおそれがあるとき。
- (8) 事業者が第21条第1項又は第2項の規定による標識を掲示せず、又は虚偽の掲示をしたとき、及び同条第3項の規定による届出を行わず、又は虚偽の届出を行ったとき。
- (9) 事業者が第22条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、前条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (10) 事業者が前項の指導又は助言に正当な理由なく従わなかったとき。

3 事業者は、前2項に規定する指導、助言又は勧告を受けたときは、その措置の状況を町長に報告しなければならない。

(公表)

第25条 町長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく勧告に従わない場合は、当該事業者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容の公表をすることができる。

2 町長は、前項の規定による公表を行う場合は、あらかじめ事業者に対して、その理由を通知し意見を述べる機会を与えなければならない。

(国及び県への報告)

第26条 町長は、指導、助言及び勧告を行った場合は、その事実及び内容を国及び県へ報告することができる。

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 年 月 日から施行する。

(適用区分)

2 この条例は、施行の日（以下「施行日」という。）以後において設置工事に着手

する事業について適用する。ただし、施行日前に設置工事に着手している事業及び設置工事が完了している事業については、第13条第3項から第5項まで、第17条、第18条及び第20条から第26条までの規定を適用する。

(経過措置)

- 3 施行日から60日を経過する日までの間に設置工事に着手しようとする事業者に対する条例の適用については、第13条第1項中「当該設置工事に着手する日の60日前までに」とあるのは、「速やかに」とする。